

部分林制度の史的研究(1) : 飢肥・高鍋両藩制度の比較

鹽谷, 勉

<https://doi.org/10.15017/14921>

出版情報 : 九州大学農学部演習林報告. 18, pp.1-14, 1950-12-10. 九州大学農学部附属演習林
バージョン :
権利関係 :



部分林制度の史的研究(1)

— 飢肥・高鍋兩藩制度の比較 —

鹽 谷 勉

Tsutomu SHIOYA: Historical studies on the system of Profit-Sharing Forest (No. 1)—Comparison between the system in Obi-Clan and that in Takanabe-Clan

目 次

序 説	7. 樹 種
1. 名 稱	8. 成 立
2. 分 收 部 合	9. 保 護 管 理
3. 時 期	10. 收 穫
4. 契 機	11. 跡 地
5. 土 地	12. 明治新制度への移行
6. 造 林 者	13. 部分林関係とその外圍

序 説

部分林制度乃至類似の關係は、藩政時代に於て殆ど全國に亘つて存在した。しかも當時の、全般的に見て決して盛であつたとは云えない人工造林事業に、非常に重要な役割を果していた事が指摘出来る。本稿には、該制度が汎行され、終始その地方林業の生産關係の大きな特徴とさえなつていた、飢肥、高鍋兩藩を採上げて比較論述してみたい。これらの地方は今以て日本で最も部分林の多い地方である。

飢肥藩は伊東氏に屬し 5 万 1 千石(元祿 15 年現在)であつた。明治以降の町村制に於て宮崎縣南那珂郡飢肥町以下 15 ケ町村¹⁾に亘つていた。國有林行政上主として飢肥營林署に、一部宮崎營林署の管轄に屬する。

高鍋藩は宮崎縣の略々中部に位して、秋月氏 2 万 7 千石であつたが、その分藩(飛地)が飢肥藩の南隣に、南那珂郡福島町を中心として 6 ケ町村²⁾を占めた。部分林制度の態様としては高鍋地方も分藩の福島地方も殆ど變らぬが、こゝでは飢肥藩と領域相接する分藩を對象とした。管轄は福島營林署である。

これらの、相接してしかも廣からぬ 2 地方の部分林が、以下に記す様に非常に違つた形で現われている事が興味深く感じられたからである。これは舊藩という封鎖的ブロック的な存在が、各々政治經濟社會的に異つた環境を醸成して行つたことによるであらう。尙兩地方の自然的立地條件はさまで異つていないが、林木の生育は飢肥藩の方が概して勝つていと云えよう。

- 1) 15 ケ町村は南那珂郡の北半、鶴戸、東郷、北郷、飢肥、酒谷、吾田、油津、細田、南郷、榎原の10ヶ町村及び宮崎郡南部の田野、清武、赤江、木花、青島の5ヶ町村であつたが、その中赤江町は既に宮崎市に合併され、又飢肥町、油津町、吾田村、東郷村の4ヶ町村が昭和25年1月から日南市となつた。
- 2) 6ヶ町村は福島町、大東、北方、本城、市木、都井の5村である。

1. 名 稱³⁾

飢肥藩では二部一山、三部一山、五部一山の名稱があり、總じて部一山の呼稱も見られる。高鍋藩は部一山であつたが、尙松については植松林という名が見られた。

- 3) 白河太郎；帝國林制史 209頁, 211 頁, 其他各種文獻も同様

2. 分 收 部 合

部分林制度に於ては收穫の分收という事實が必ず伴う。分收部合はその地方の部分林關係を特徴づける重要且著明な條件であり、その名稱にさえ表現される場合が多い。即ち飢肥藩の二部一山は2分の1が官、即ち 5 官 5 民、三部一山は3分の1が官、即ち 1 官 2 民、五部一山は同様にして 2 官 8 民であつた。高鍋藩の部一山は 5 官 5 民が原則であつたが、遡つては 2 官 1 民の時代もあつた。⁴⁾

併し實際分收の結果が金員的に評量して、必ずしもその表示の割合にならなかつた事は後述の通りである。

- 4). 白河太郎：前 掲

3. 時 期

飢肥藩の二部一山は享保の頃（今より約 230 年前）に始まる。天明の頃（今より約 170 年前）に三部一制が布かれたが、實際杉の挿植が隆盛になり、今日の飢肥林業の基を造つたのはこれからである。⁵⁾ 尙五部一山については詳かでなく、又これは極く小部分のものでもあつた。従つて以下飢肥藩としては、三部一山を中心として述べて行くのが適當と思われる。

高鍋藩の部一山については、未だその始期を明かにしていない。

これら三部一山、部一山共に盛に行われて藩政時代の終りに到り、明治の新制度に移行する。

5) 帝國森林會：本邦代表的優良林業 第2輯 161頁

4. 契 機

飢肥藩が江戸時代の初期、實力不相應の祿高を公稱した爲に、體面を維持する上から極度の財政難に陥り、その打開策を山林原野の杉の挿植に求めた事は、飢肥杉の起原として知られている。⁶⁾ 併し杉は藩の御用物として、人民に伐採權も無く、大衆には無縁の財物であつたから、挿植する者が少かつた。そこで獎勵策として杉山二部一の法が享保時代に案出されたのである。

併し此方法では未だ以て造林熱を煽るに足らなかつたから、民の取り分を3分の2とし、本制度の普及を招くに至つたのである。⁷⁾ 即ち藩が財政上の見地から、領内富強の策として獎勵したのに對し、民がこれに相應じたという形である。その間にあつて植木方、野中金右衛門⁸⁾の如き、又それに次いで石那田實右衛門⁹⁾の如き、稀に見る功勞者があつた事を見逃し得ない。

これに對し高鍋藩に於ても、藩財政上の見地から、大いに勸奨に努めた事は軌を一にする。併し飢肥藩に於ける程要請切實であつたか否かについては舉証無く、又役人にも特筆すべき功勞者は傳えられていない。

6) 飢肥杉の挿植 年次不詳

7) 實際飢肥地方往時の建築にかかる神社寺院又は舊家等の建築用材は、多く椎、松、タブ等を用い、殆ど杉材が見られぬに反し、比較的近年の建築物は殆ど皆杉材を用いているのを見る。

8) 9) 山林共進會報告 履歴の部 明治15年

野中金右衛門は寛政8年より59年間植木方を勤め、石那田實右衛門も藩士であつた。

5. 土 地

飢肥藩に於ては領内如何なる土地なるとを問わず、造林者に於て適地選定して挿植けることが出来ることになつていた。狩倉山¹⁰⁾中と雖無願で栽植が認められたのである。天然林でも良木の無い場所は部分林に許可される事があつた。

この點高鍋藩は無立木の官地といい、¹¹⁾又「往古より深山に限り官林にして地形自ら境界あり、官地を貸し人民に仕立てしむるは杉木に限る」¹²⁾ともされている。實際

上は兩藩の間に差異は認められず、適用される土地は自然の廣汎な無立木地の大部分に亘つたものと思われる。

- 10) 元藩主の狩場であつた山林、「日向國飢肥藩制中、深山里山 狩倉帳」によると 158 ケ所あつた。
- 11) 白河：前掲
- 12) 山林沿革史 卷 2

6. 造 林 者

飢肥藩では初め、飢肥附近山麓 4 ケ村（當時の村故今の部落）の家士等によつて杉の挿植が始つたものであつたが、後藩内人民に廣く獎勵された。高鍋藩も何人でもよいとされる。何れも挿植の 1 本でも多からんことを期待して、挿植者の身分を問わなかつた。實際挿植實行の中心となつたのは農民大衆であつた。

7. 樹 種

飢肥藩では杉が専らであつた。高鍋藩では杉が主で檜もあつたが、植松林の如く松を植える部一山があつた。

8. 成 立

飢肥藩では山方奉行の支配を受ける植木方が、村民を督勵して植えさせるのであつた。三部一制を採用するに及んでは、村民が進んで挿付けるものも多くなつた。挿植後下刈、防火等手入を爲し、5～20 年後成木の見込ついた處で、山方に申出て検査を受け、杉帳¹³⁾に登録して貰い、部一山の設定を了するのである。此の届（附入れ届という）を怠つても別に處分される事無く、怠り不調法と附入れ届を爲すのみで事済みとされた。新植箇所の検査は通常 5 年目毎に行われた。

高鍋藩に於ては、¹⁴⁾ 人民が己れの欲する土地に自由に挿付け、10～15 年手入れして成木の見込み立つに至つて、實地検査（山改と稱する）を乞ひ、始めて杉帳に登録を受ける。同時に仕付人に杉証文が交付されて部分林たることが確認されるのである。挿植後周圍 2 尺以上になる迄届出を怠つた時は總て官木とされてしまう。この實地検査の内容と杉証文の交付とが飢肥藩と著しく異なる點である。

即ち實地検査は、全仕付木を 100 本とすれば平地に於ては、「東方五十本御用」、（御用とは官木のこゝと）、「西方五十本部一」（部一とは民木のこゝと）とし、傾斜地に於ては「上

分五十本御用」「下分五十分部一」と云う様に豫め現場で分割してあき、その顛末を杉帳に記載して部一山の権利關係を明確にする。杉証文には杉帳の全文が筆寫されるが、場所、樹種、本數、仕付人等々が記載され、末尾に出役、山方、山横目、改方等の役人が調印の上、杉帳と合せて契印を押す。此の証文の用紙は美濃型赤色の紙を用いてあるので、一名「赤証文」と呼ばれた。又杉帳には（従つて杉証文にも）調査の年代によつて「い」印から「ち」印まで附せられている。即ち

い 印	年度不明	へ 印	天保 14 年
ろ 印	天明 8 年	と 印	自 弘化 4 年
は 印	自 寛政 12 年		至 嘉永 6 年
	至 享和 3 年	ち 印	自 安政 6 年
に 印	文化 14 年		至 文久 3 年
ほ 印	文政 12 年		

この赤証文は 部分林制度研究上誠に 興味あるものであり、高鍋藩獨特のものなので、一例を次に示す¹⁵⁾

印割		證 文	
石原掛	堂床上上分に印	一杉拾七本	嘉平仕立
外ニ	拾貳本	步一下分	
右先年其方仕立挿杉此度就御改革出役并例之人數立會相改歩一相渡候御用木直ニ其方江預置候間木留同様見覺悟致シ若相替儀茂候ハバ早速案内可申出候歩一渡シ木元伐取候節ハ其時ニ此證文山方江差出伐手形申受伐取可申壹本たり共自由ニ伐取候儀堅無用ニ候			
右之趣少茂違背有之間敷候也			
文久二年	出役	堤 貞之進	Ⓢ
戊 四月	右同	岩村 又八	Ⓢ
	山林方	大坪 貞二	Ⓢ
	山 方	木代喜一郎	Ⓢ
	右同	清水 米治	Ⓢ
	改方	田中猪吉郎	Ⓢ
	山横目	井手 米太	Ⓢ
	右同	久場庄五郎	Ⓢ

本証文は「に」印とあるから文化 14 年の調査にかゝり、文久年度の改革の際、再確認して新に証文を交付したもので、その間既に 44~45 年経過している。従つて初めは上分下分の本数は略同数であつたのが、その期間に下分の方が減じてしまつたものと思われる。「出役並例之人數」とあるは官民の立會人である。民收分である「歩一」(部一に同じ、下分)を渡され、官收分である「御用木」(上分)は預けおかれる。「木留同様」の木留とは山方の補佐役で山林保護に當り、部一木伐採者から相當の報酬を得ていたもの、杉帳記載の山林を實地につき正確に記憶していた。「見覺悟」は簡単に云えば保護管理である。

僅か數本の杉に對する証文でも、出役(福島地方の公務全般を掌る郡代)以下山林關係人一統の名を連ねる麗々しさである。

- 13) 杉帳は山方役人の持つ一種の官簿である。「天保九戊戌年二月、下大藤村杉帳」によると、杉の一定大いさ(目通周圍 3 尺)以上のものにつき、その所在、本數、目通周圍、御物(官木)なりや否や、その他用途別から伐採の有無まで記されている。
- 14) 熊本營林局 鷗沼芳尾氏文書 及び
山西 磨：宮崎縣福島地方の部分林に就て 研修 昭和 15 年 12 月
- 15) 福島營林署所藏古文書による。

9. 保 護 管 理

兩藩共仕付主即ち造林者が一切の保護手入をするのが普通である。

飢肥藩に於ては通常周圍 3 尺未滿の間に間伐(鎌拂と稱する)3 回、その伐採木は全部仕付人に下附される。更に 4 尺未滿の間に 1 回、これは官民分收である。又故山之城民平氏手控(出典不明)によれば次の如くである。

「挿植 20 年間は仕立主に於て自由に 5~6 年目毎に、手入間引と唱え雜草雜木と共に杉木をも伐捨て、20 年後に至れば植付け密なるものは植木方へ届け、目通廻り 2 尺 9 寸迄は無代價にて角又は丸太材等に伐出し、尙成木の後と雖良木成育の爲間枝間引と唱え出願の上植木方及び山守人立會の上目通廻 3 尺以下の分は杉木 1 本に付銀 5 分(8 銀定なりし故今の 4 厘)3 尺以上は一定の値段を以て三分一部分法に依り伐採せしものなり。」

又各村には山守人が居つて部分林經營の監視に當る。山守人は小村は 1 人、大村は 2 又は 3 人あり、天然林の保護監視もする。山守人に對しては藩主が祿を授け、

屋敷を與えて専ら村内の山守に専念させたものである。その後仕立主に於て最寄り村民の信用ある者に山守を委ね、年々謝禮を出し、若くは伐採の際に部合を定めて報酬を與える等の慣行があつた。¹⁶⁾

杉帳登録によつて確立された仕付主の植栽權は、賣買を許されていた。¹⁷⁾ 即ち栽植權は勞働投下によつて得たもので、將來の產物の分收權として一種の財産權と化したものである。

高鍋藩に於ては部分林成立の際に林地を區劃し、立木を官民に分配する事は前述したが、分配後民木はもとより官木についても手入保護は仕付人に負擔せしめるのである。併し人情の常として、その保護上の手心は私木に厚く官木に薄いという現象は避け難く、又「上分御用下分部一」の如く御用物が地勢地味の點からも管理上の便否からも、却つて不利な位置を占める結果になるので、長年月の中にはその生育狀態に相當の差を生じるのが常であつたと云う。又民木分は立木のまゝ權利移轉も認められていた様であるが、併し實際には飢肥藩程には行われなかつた。

16) 飢肥小林區署：飢肥地方挿杉全書 大正 12 年 未公刊

17) 白河太郎：前掲

10. 收 穫

部分林の年限即ち伐期に當るものは契約としては確定されない。これはこの兩藩に限らず一般的であつて、例へば借地契約としてみる吉野地方でも、「立木一代限」という様な不確定期限によつていた。併し挿植後伐採迄の期間は現今より稍々長く、60～70 年は立て置かれたと見られる。

產物分收の方法は本制度に於て最も重要な問題であるけれども、その方法の細部は幾つかの資料により必ずしも一致しない。それは時代によつても變化があつたであろうし、又同一時代に於ても各種便法が並存したであろうから、それらを明確に分類叙述することは、現在遺された資料では不可能に近い。併し特徴的なものを捕えて行くことは出來よう。

飢肥藩では、¹⁸⁾ 最初二部一山では成木の上、藩廳入用の節伐採してその收穫を原木或は代金で分收した。但し村方が橋梁、堤防、學校建築或は非常災害等に際しては、出願により無代價で伐採せしめた。

飢肥藩で普通な三部一山については次の如くである。伐採適期になると山方奉行に願出で、實地検査と伐採許可を受けて伐採するものである。その手續を述べる。郡代手代役員と植木方役員立會の上、山守人が立木目通り廻りを調べ、郡代手代がそれを元木立帳に記入し、植木方は諸木直段定價を以てその元木立帳に代價を記入した後、部分計算をする。

部分計算法は、3尺以下の分は角木と唱え1本に付銀5分、3尺以上は1本1組とし、1本は「上り木」、1本を「渡り木」、1本を「賣り木」と唱えて、上り木賣り木の2本分の代價を領收する。割場役所附屬直付方がその計算書の回付を受けて、林業者から代金を徴收し、伐採指圖書を附與し、山守人へ通知して伐採に着手せしめたのである。以上は山之城氏文書に據るものであるが、文献5)によると次の如く多少異つてゐる。

全林に於ける樹數を3本宛組とし、3本の中その土等木を「御物」、中等木下等木を「渡木」と稱し、御物は現地に殘立させ、渡木は代價積りをしてその3分の1を上納させ、然る後任意に是を伐採せしめた。と。

此の2種の記述は異つてゐる。御物即ち官收分については、官に於て現物で欲しい場合と然らざる場合とあつたであらうから、2つの形が存在したと考えてよからう。併し原則は代金分收であつて、現木分收は例外的な場合に過ぎなかつた。尙この分收部合については三部一山が嚴密に通説の如く1官2民なりや否や、本記述からも疑問の存する處であるが、此の問題については別稿で考察を加えたいと思う。

高鍋藩に於ては立木の本數を基準とする極端なる原木分收法であつた。即ち現地について本數で兩分しても、前述の理により伐採時期には官民兩持分に材積の差従つて價額の差も生じて、5官5民は1官2民か3官7民位の實收となつたと云われる。¹⁹⁾

18) 鵜沼芳尾氏文書、故山之城民平氏文書及前掲諸資料

19) 鵜沼氏文書

11. 跡 地

飢肥藩では伐採跡地には元仕立主の外挿植することを許さない。併し仕立主が數年間放置して荒蕪に委せられている場合には他人に於て挿植し得ることになつてゐた。

高鍋藩に於ては此點明かでない。

12. 明治新制度への移行

兩藩の制度が前記の如く異つた慣行を以て存在した事からして、明治新制度への切替に際しても、決して二者劃一的にはいかなかつたこと想像に難くない。實際爲政者としては明治初年以來相當長期に亘つて採るべき施策に於て兩地方の特殊事情を加味せねばならなかつた。部分林の切替は一應 1) 藩政時代の挿植にかゝり明治に持越された林木を、官民有區分以後如何に取扱つたか、2) 舊慣の久しきに、明治以後も官地に無願挿植された林木を如何に處置したか、ということである。

明治4年廢藩後林政の所管は幾度か變つてゐるが、部分林について新しい規定が設けられたのは、明治11年の部分木仕付條例が最初である。これにより官林内挿植は一切許可制になり、部分林台帳が調製された。爾後全國の部分林制度の一般的推移に従つて進退した譯である。特に飢肥地方は比較的特別事情と認むべきものが少いのに対し、福島地方の部分林には特殊なものを残したと見られるので、福島地方を中心として述べる。

明治21年12月20日の部分林調査規程(宮崎大林區署)に對し、部分林調査出願手續が公布されて、届書には舊藩廳下附の証文の類一切添附することに定められた。²⁰⁾ 従つて高鍋藩の書類には前記赤証文も添附された譯である。此の届書に對する調査方針では、高鍋藩の如く従前から現木部分ある所にも、特別の事情無き限り今後は代金部分に改められた。更に明治22年部分林調査員心得(鹿兒島大林區署)によると、高鍋藩部分林に對しては「1) 文久以前挿付木は代金部分の制となし、2) 官8民より5官5民に至る適當の部分を決め仕付人と協議決定し、3) 未検査挿付木は前項の趣旨に従い部分を定め其部分は3分の1を下る事を得ず、4) 尙部分木仕付條例發布後の挿付は、同條例の趣旨により處置せるものなり、尙契約終了せるものに對しては部分木証券を下附したるものなり。」とある。

然るに明治24年11月18日達乙第902號(鹿兒島大林區置)により、舊高鍋藩部分林は方針を變じて、文久年度調査の前後を問はず、部分林調査規程發布以前挿植のもので部分木仕付條例によらぬものは、舊藩廳の例に倣つて總て現木部分を行い、部分林の性質を脱却することにした。即ち官收分は單純の官木とし、民收分は官地民木として

80 年以内に於て無料貸渡契約を爲すことになつた。これが福島地方獨特の無料貸地又は民木立置場無料貸地の始めである。面白い考え方であつた。

明治 24 年 12 月 12 日の舊高鍋藩領部分林調査内規(鹿兒島大林區署)の第 3 條によると、「一木場^{ヨバ}ニアル官民木境界ハ可成立木ヲ削リ標識ヲ設ケ又土壘ヲ築カシムル等嚴格ナル境界ヲ定ムヘシ」とあり、官民木を現地に明確に區分することになっている。

然るにその後の研究により、無料貸渡契約は明治 32 年の省指令で、又部分林として取扱われることに改められた。官木部分の保護撫育や、その後縁故拂下を爲す場合前からの純粹の官木との區別が不明瞭になる等いろいろの不便が起つて來た爲と思われる。

尙明治 30 年 6 月から特に宮崎縣廳が縣下部分林調査をし、部分木証券を下附することになり、明治 38 年迄縣知事が証券下附をしている。明治 31 年宮崎縣にて規定した部分林調査規定より該當部分を引用する。²¹⁾

第一條 調査スヘキ部分林ヲ左ノ二種トスル

- 一 舊藩時代ノ慣行例規ニ依リ栽植シタルモノ
- 二 廢藩後無願栽植シタルモノ

第二條 分收率ハ左ノ標準ニヨリ之ヲ定ム

- 一 舊高鍋藩証文アル部分林ハ其証文面ノ通り收益ヲ分收ス
- 一 同藩領内ニ於ケル部分林ニシテ 文久三年後 廢藩ニ至ル迄栽植シタルモノハ舊藩ノ慣行ニヨリ收益ヲ分收ス
- 一 同廢藩後無願栽植ニ係ルモノハ 三分一官三分二民ト 收益分收ノ部合ヲ定ム
- 一 同廢藩以前ニ栽植シタル部分林中ニ廢藩後栽植シタルモノト 混交シタルモノアルトキハ 之ヲ各別ニ調査シ 前二項ニヨリ收益分收ノ部合ヲ定ム²²⁾
- 一 舊飢肥藩領ニ於ケルモノハ 都テ三分一官三分二民ト 收益分收ノ部合ヲ定ム
- 一 同領内ニ於ケル 五分一山即二官八民ト稱スルモノハ 其証左ニヨリ 收益分收ノ部合ヲ定ム 其ノ証左ナキモノハ 前項部合ノ通り之ヲ査定ス

尙以上に續いて縣内の他藩領におけるものについて規定しているが、舊薩藩領は 5 官5民、舊佐土原領、舊延岡領、舊幕領は舊藩の慣行例規無きものは都て5官5民、と簡単に片付けられている。以て高鍋藩領の部分林が特に複雑であつた事が察知せられる。

明治 32 年國有林野法が施行され、部分林に關する制度も全般的に整つたのであるが、その後に於ても因習の久しき、なかなか跡を絶たなかつたのが國有林内の漫植であつた。既に 屢々嚴禁の告示も出たが効が無かつた。²³⁾ 明治43年無許可挿植木調査出願手續制定、更に大正4年要存置林内部分林民植木貸地漫用地調査要項を定めた。²⁴⁾ それにより 林野法施行前植栽の分は 所謂瞬間部分林に認定し、施行後のものは 棄權又は 收去せしめ、部分林區域内の漫植木は 部分林に合併調査する方針であつた。福島地方はこの漫植の慣行に於て恐らく日本一とも見られ、少くとも大正 5 年頃迄續いたもので、その整理は最も煩雜を極めたものである。現木分收部分林内での漫植木はなるべく官民木の區域に従つてその所屬を定められた。 飢肥地方とて漫植は無き能わずであつたが、福島地方の様に小規模數本位のものまでが無數に行われると云つた事實は無かつた。これ亦藩の方針、藩民の慣習が然らしめた違いと考えられる。

部分林業務の分量が一部營林署に於て頗る大きな部分を占めた事は、現存する部分林關係書類の綴によつても察することが出来る。例えば福島小林區署明治 39 年の簿冊を抜くと、件數824件の 尤大なもので、1木の民收木伐採にも煩雜な書類を要している。又その本簿1冊のみであつたかどうかとも分らない。無願挿植の整理も部分林處理と一體の關係にある事は當然である。

中央並に地方の部分林取扱方針も幾度か變つたが、常に其地方の舊時の慣行と密な繁りが考慮されるのが普通で、飢肥・福島兩地方についても 尙幾多の例証あるものには省略する。

20) 福島營林署文書による

21) 鶴沼氏文書

22) この様な無斷挿植が頻繁に行われた爲部分林の整理が非常に複雑なものになつたのである。

23) 山西 磨：前 掲

24) 明治42年8月、要存置林内無願挿植木調査書、福島小林區署 によると、何千件 という實に夥しい件數で、同一人で幾件もある。時期は殆ど明治であるが、安政慶應なども見える。小は 5本20坪、3本1畝、2本20坪 などより大は數町に亘る。樹種は杉であるが、他に樟、松、ホサ（コナラのこと）もあつた。

13. 部分林関係とその外圍

部分林制度成立の契機に就ては既に記した如く、兩藩概ね軌を一にする。特に飢肥藩に於ては財政充實の要切實なるものあり、植樹の勸奨は大に行われたが、同時に又藩の直營造林が强行された。部分林が少くとも形式上は藩民の自發的意志に俟つに對し、直營造林は封建的強制としての夫役勞働によつて行われた。勞銀が支給されたとしてもそれは名目的なものに過ぎなかつた。美林として比較的近年迄賞美された北郷村長尾の大木場の如きも、直營造林の產物であつた。(これを「伊東家の部分林」という表現を用いる人もあつたが、藩主が個人の資格で造林したと考えることには無理があり、直營造林と見るを至當とする)

これら兩種の造林活動は徳川時代の後期約80年間位に行われた。

然るに高鍋藩に於ては直營造林は少く、特に大規模なものは無かつたものゝ如く、部分林式挿植に於ても小規模なものが多かつた。兩藩林業事情の斯様な相違は、一般經濟の發達に關する次の様な事情と密接な關係あるものと思惟されるのである。

飢肥藩が林業のみならず殖産興業に如何に熱心であつたかは、別に述べる機會があるが、又生得の地理的條件が幸して他國との間の產物交易が發達した。特に油津港を通じて大阪に林產物海產物を送り、藩の藏屋敷に收納して商機に投じた販賣を行い藩財政を支えた。その間には官業²⁵⁾が採上げられたが、又御用商人が藩から生産の依託を受ける形で、或は生産者からの集荷機構として用いられた。狩倉山その他隨所に於て木材、木炭、樟腦、椎茸、標灰(イスノキの灰で陶器の上藥用)等を生産した。年代的には確然としないが、少くとも福島地方よりは相當早く貨幣經濟が浸透した。

そこには各種形態の資本の、農山村經濟生活への關與が見られるのである。先づ高利貸的資本は主として生活費の形で働きかけた形跡があり、これは一般に見られる中小手作り地主の農地收奪になる前に、部分林分收權の掌握となつて現われた。農民は閑時の自家勞力以外に何等の資本とて投じていない部分林を、案外易々と手放したと、既に藩政時代に少からず見られる。「挿しておけば必要の時には何がしかになる」という考え方は既にあつた様である。この事は福島地方に比して飢肥地方の特色と云わねばならぬ。こうして蓄積された資金が所謂本原的蓄積となつて商業資本にも生長していつた。この商業資本も亦藩政時代の飢肥地方に於て相當發達を遂げ

各種生産力を高め、又遠隔市場との取引の圓滑化の役目を十分果している。その點福島地方は、交換經濟の隆盛を招く素因に乏しかつたと云わねばならぬ。

かくして飢肥では幕末頃小藩にも似ぬ富強を致していたのであるが、同時に有力商人は武家も頭の上らぬ大きな勢力を占めた。そして彼等は部分林權の手許集中に於ても、既に或程度の進行を始めていたのである。²⁵⁾ 併し勿論福島地方に於ても明治以降には權利の集中が行われた事、飢肥地方に異らない。宮崎縣でも多額納稅者の多いのが南那珂郡で、その又殆ど全部が部分林持だと云われたのであつた。

25) 山之城民平：飢肥藩の官業、日向郷土志資料、第 6.7 輯、昭和 7 年 6, 10 月

26) 明治以降の飢肥地方部分林分收權の移動と少數資産家への集中については、拙稿：飢肥地方林業現地調査報告、昭和 24 年

本研究は文部省科學研究費による研究の一部である。調査に當り飢肥・福島兩營林署に多大の御配慮を頂いた事、資料の點で前飢肥町長山之城民平氏御遺族、熊本營林局鶴沼芳尾氏その他の方々に御援助を忝うした事に深謝の意を表する。

(1950, 5, 31)

HISTORICAL STUDIES ON THE SYSTEM OF PROFIT-
SHARING FOREST (No. 1)

COMPARISON BETWEEN THE SYSTEM IN
OBI-CLAN AND THAT IN TAKANABE-CLAN

(Résumé)

Tsutomu SHIOYA

The Profit-Sharing Forest System had already come into existence nearly all over the country in the days of the Shogunate, and greatly contributed to the afforestation work. Then the writer has investigated and compared it with that System of Obi- and Takanabe-Clan (in Hyuga Province) in view of the following 13 points:

- 1) name
- 2) rate of the profit sharing
- 3) period
- 4) motives
- 5) land
- 6) planters
- 7) species of afforestation
- 8) conclusion of the contract
- 9) protection and administration
- 10) method of the profit sharing
- 11) cut-over area
- 12) transition to the new system of Meiji Era
- 13) external conditions

Though both Clans touch each other in their boundaries and are not so wide, considerable differences between both Profit-Sharing Systems are found. Especially, the important points as items 8 & 10 were so different that the politicians of Meiji Era needed to employ different measures for each. These differences might probably be attributed to the fact that both Clans in their exclusive policy have each formed special circumstances from the political, economical and social points of view. The writer has referred to this respect on item 13.